

総合資源エネルギー調査会 需給部会(第8回)意見書

1. 最適な一次エネルギーの組合せを実現する公正な競争条件整備について

私は、「エネルギー政策の基本は、供給安定性・環境適合性・経済合理性の3つのEを同時達成することであり、特にわが国が無資源国であることに鑑みれば、あらゆる資源・エネルギーを徹底的に有効利用すること、かつ、利用の高度化を図ることが絶対に必要であり、また、そのためには特定のエネルギーに偏ることなく、税制、備蓄義務、補助金等の面で、イコールフットィング（公正な競争条件）を前提としつつ、実現可能性を重視したエネルギー政策を実行すべきである」と常々主張してきた。しかし、第8回需給部会で示された需給見通し案は、前回案（第7回）に比較すれば若干の前進が見られるものの、まだその主張が反映されるに至っておらず、誠に遺憾である。

まずは、過去からのエネルギー政策、例えば、

石油代替エネルギー政策

石炭火力発電所の推進政策

クリーン自動車に対する補助政策

天然ガス利用促進政策

等について、これまでの成果や意義を真摯に総括したうえで、新しい需給見通し案を策定すべきである。そもそも、CNG車や太陽光発電など現在補助金が付与されているものについて、将来に亘っても補助金の継続を前提とした需要見通しでは、エネルギーのベストミックスにはほど遠い。

石油をはじめ、石炭、LNGなど各燃料においては、品質の改善や燃焼技術の進歩、温暖化ガスのLCA評価、さらには中国の台頭による地政学的な安全保障や経済性の問題など、それぞれの特性に一長一短があり、その評価は時代と共に変化している。

こうした状況下、国に求められることは、各エネルギーを正味の姿で正しく評価し、3Eの観点から真に優れたものを高度に有効利用できるための市場整備を行うことである。にもかかわらず、税制、備蓄義務、補助金等の面でイコールフットィングが整備されないまま需給見通しを策定し、数値（シェア）が示されることには、到底理解できないし、これは国民経済あるいは消費者の利益に反することに他ならない。依然としてベストミックスを阻害するアンフェアな競争条件が横たわっていることを、当局は認識してもらいたい。

明示された各エネルギーのシェアは、単に CO2 排出量の算出のためにとどまらず、過去の経験から、必ず政策誘導に結びつけられることが必至と考える。この点、事務局は「単なる数値目標程度」と説明されるが、それならば、「財政措置や補助金制度等と何ら関係しないもの」と明記いただきたい。

2. 電源構成の火力発電一本化について

第 8 回需給部会において、私は、「原子力発電は、基幹電源として一定のポジションを堅持し、残りの火力発電については、3つのEの観点から消費者つまり電力会社が各火力の特性を活かした総合的な判断のもと、エネルギー選択をすれば良いのであって、国が各燃料の比率を指定する必要は全く無く、よって、火力一本で数値を纏めるべきである」と主張した。

これに対する事務局の回答は、「それは不適當」であった。それならば、CO2 排出量、供給安定性・柔軟性、経済性の各要素をどのように組み合わせてそれぞれの燃料のシェアを導き出し、いかなる理由でその結果を是としたのか、明白な論拠をお示し願いたい。

3. エネルギーの安全保障について

国外に目を転じると、隣国中国は、国をあげて猛烈に資源獲得競争に取り組み（日中境界海域でのガス試掘、サウジでの鉱区落札等）、中東産油国との産消依存関係を積極的に深化していこうとしている。

今回提示された案では、2030年の省エネ進展ケースで石油依存度は35%（LPGと合計で40%）まで低下することになっている。こうした数値が、無資源国であるわが国の資源外交上、エネルギーの安全保障上、本当に望ましいものなのかどうか、また、省エネ進展ケースは、経済性や技術面から本当に実現可能性があるのかどうか、石油製品は連産品であるが、ガソリン需要や寒冷地の灯油需要への安定供給は保障されているのかどうか、あらゆる角度から徹底的に分析し、今一度エネルギーの安全保障に対する感度を高めたいうえで、将来禍根を残さぬよう、また本レポートが責任ある提言となるよう、検証を要請したい。

4. 石油代替政策の見直し等について

さて、需給見通しの数値については、以上縷々申し述べたとおり、本質面で重大な問題を内在させているため、その是正を強く求めるものであるが、一方、数値以外の

記載については、評価できるものがいくつかあるので、ここに言及させていただく。

最も評価できる点は、前項でも述べたが、無資源国のわが国においては、あらゆる資源・エネルギーを徹底的に有効利用するとともに、利用の高度化を図ることが絶対に必要であり、それは石油においても例外ではない。そのなかで、今般、「2030年に向けたエネルギー戦略のあり方（資料2 - の20、21頁）」において、石油代替政策のあり方について再検討するべきとの考えが示されたこと、あるいは、新エネルギーの定義について、従来の石油代替エネルギーという範疇に拘ることなく、その概念を再検討する必要性が示されたことは、これまで「代エネ法」や「新エネ法」によって、石油代替政策が推進され、石油を徹底的に上手に利用しようといった認識が希薄であったことからみると画期的なことであり、石油代替政策・新エネルギー政策とも、政策転換の第一歩を踏み出したものとして大いに評価したい。

このほか、石油が連産品であることを踏まえつつ、石油残渣 IGCC の有効性を明記している点や、とかく 40 年で枯渇するといわれてきた埋蔵量に関して、今後の増加の可能性について言及している点も、石油に対する適切な評価が前進したものと受け止めている。

今後は、例えば、石油に関して言えば、エネルギーの有効利用・高度化利用に十分に資するものとして、石油残渣 IGCC 以外にも石油コージェネ等があげられるが、こうしたことを踏まえて、全てのエネルギーが平等に扱われ、その利用形態から適正に評価されるよう、「代エネ法」や、それに派生するエネルギー関連法の見直しについて、期限を決めてスケジュール化のうえ、例えば、「エネルギー高度化利用促進法」のような法体系への移行を願いたい。

以 上